第73号(第93条関係)

第　　号

保管業務廃止等命令書

年　　月　　日

殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法　第１０条の８第３項
第１０条の８の２第３項　の規定により、以下のとおり

猟銃等
クロスボウ　の保管の業務を　廃止
停止　することを命ずる。

保管業者	名称	
	所在地	
命令の内容		
業務の廃止又は停止を命ずる理由		

備考　1　不用の文字は、横線で消すこと。

　　2　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。